

令和3年（2021年）4月1日 制定

ゼロ災でいこう ヨシ！



博多港安全作業基準



博多港安全衛生協議会
港湾労災防止協会博多支部

『現場に「安全」というものは存在せず、そこには「危険」しかない』

慣れや過信から、「るべき姿」を逸脱する安易な行動がとられた結果、労働災害に発展する。

自らとった行動が、労働者本人または関係者の安全を阻害する可能性のある行動を「不安全な行動」という。

なお、自らとった行動が、意図しない結果をもたらすことは「ヒューマンエラー」といいます。

※ 「不安全な行動」とは

1. 安全装置等を無効にする
(安全装置を取り外す・無効にする、安全装置の調整を誤る等)
2. 安全措置等の不履行
(機械等を不意に動かす、合図・確認を無しで機械や物を動かす等)
3. 不安全な放置
(機械や装置を運転状態のまま放置、機械・装置、工具、材料などを有害な状態のまま放置する等)"
4. 危険な状態を作る
(荷の積み過ぎ、危険・有害なものを混ぜ合わせる等)
5. 機械・装置等の指定外の使用
(欠陥のある機械・装置・工具・用具の使用、指定以外の方法で使用等)
6. 運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等
(運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っている物の掃除、注油、修理、点検等)"
7. 保護具・服装の誤り
(保護具を使用しない、不安全な服装をする等)
8. 危険場所等への接近
(吊り荷の下に入る、不安全な場所へ立ち入る等)
9. その他の不安全な行為
(確認せずに次の動作を行う、飛び降り・飛び乗り、物を投げ渡す、不用意に走る等)
10. 運転の失敗（乗物）
(運転ミス、スピードの出し過ぎ等)
11. 誤った動作
(荷の持ちすぎ、物の支え方の誤り、上り方、下り方の誤り等)
12. その他

博多港安全作業基準 目次

A. 【在来型船舶 船内荷役作業編】

P 1 — P 2

B. 【沿岸荷役作業編】

P 3 — P 4

C. 【R0-R0 船 船内荷役作業編】

P 5 — P 6

D. 【倉庫荷役作業編】

P 7 — P 8

E. 【関連作業編】

P 9 — P 10

F. 【コンテナ荷役作業編】

P 11 — P 13

G. 【コンテナターミナル構内ルール】

P 14 — P 15

【資料】ふ頭別 A E D 設置場所

1. 須崎ふ頭 (S)
2. 博多ふ頭 (HF)
3. 中央ふ頭 (C)
4. 東浜ふ頭 (HG)
5. 箱崎ふ頭 (H)
6. 香椎パークポート (KP)
7. アイランドシティ (IC)

博多港安全作業基準

A. 【在来型船舶 船内荷役作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

- A. 健康状態のチェック
 - (1) 体調不良になつてないか作業者自身の健康状態を確認すること。
- B. 服装
 - (1) 保護帽（安全帽）は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。
 - (2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。
- C. 作業規則
 - (1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。（KYボードの設置）
 - (2) 安全旗・舷門表示を掲示すること。
 - (3) 作業標準（作業手順・作業マニュアル）をきちんと定めること。
 - (4) 作業計画をきちんと作成すること。
 - (5) 当該作業を指揮する者として、船内荷役作業主任者を選任し、腕章を着用して、関係作業者に周知させて現場の指揮にあたること。
なお、総トン数500トン未満（船員育成船舶は510トン未満）の船舶で本船揚貨装置を用いないで荷役を行なうものは、沿岸荷役主任者を選任し、腕章を着用すること。
 - (6) 酸素欠乏危険場所における作業については、酸素欠乏症等防止規則に規定する酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。（酸素濃度測定値の掲示を行なうこと。）
 - (7) 本船昇降設備には歩み板等や転落防止ネットを設置すること。
- D. 作業環境チェック
 - (1) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平たん化、路面状態は良いか確認をすること。
 - (2) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。
 - (3) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。（必要に応じて、ヘッドランプ、懐中電灯を使用すること。）

2. 墜落・転落災害の防止

- (1) 通行困難な通路には、通行禁止表示板及び立入禁止ロープを設置すること。
- (2) ハッチコーミング、ブルワーク（舷牆）上での作業、通行を禁止すること。
- (3) ハッチコーミング、ブルワーク（舷牆）に足を掛けて合図をしないこと。
- (4) 墜落の危険があるハッチコーミング、ブルワーク（舷牆）、中甲板の開口部には、手すり等の墜落防止措置をすること。
立入禁止ロープを設置する場合は、開口部から1m以上手前とすること。
- (5) 高さ2m以上の墜落危険な場所には、作業床を設けること。
作業床を設けることが困難なところにおいては「墜落制止用器具」を使用すること。
高さ6.75m以上のところではフルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。
- (6) はいの上に昇るときは、移動式梯子を使用して昇降すること。
- (7) 移動式梯子を使用する場合は、滑り止め措置を講ずること。
(必要な場合は補助者が支える)
- (8) はい作業主任者の必要なはい作業（高さ2m以上のはい付け又ははい崩しの作業）では、はい作業主任者に直接指揮を行なわせること。

3. 揚貨装置、クレーン等災害の防止

- (1) 揚貨装置、クレーン等の運転業務には有資格者を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。
- (3) 合図者は、資格証（船内荷役作業主任者技能講習修了証等）を携帯すること。
- (4) 作業開始前に所定の点検を行なうこと。（ワイヤー、安全装置、その他設備等）
- (5) 玉掛け用具は適正なものを使用し、作業開始前点検、作業中の点検を確実に行なうこと。
また、担当者を定めること。
- (6) 合図者は、吊り荷下の退避を的確に指示すること。
- (7) 揚貨装置の荷すじ、クレーン旋回範囲内には立ち入らないこと。
また、クレーン等の旋回範囲内には立入禁止措置をすること。

4. フォークリフト等の災害防止

- (1) フォークリフト等の運転業務には有資格者（技能講習修了、特別教育修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (3) 作業計画を策定し、作業指揮者を選任すること。
- (4) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (5) 船倉内で内燃機関駆動の荷役機械を使用する場合は、ベンチレーターにより船倉内の換気を行なうこと。
- (6) 船倉内の照明が不足がちの場合はカーゴランプを追加すること。
- (7) 荷役機械を運転する床面はなるべく平らに保つこと。
- (8) バケット作業が行われているときや吊り荷の巻上げ、巻下げが行なわれているときは、その下方で荷役機械を運転させないこと。
- (9) 荷役機械を運転する場合、同じ船倉内に作業者がいるときはその作業位置を外すように運転させるか、作業者を安全な場所に退避させてから運転させること。
- (10) 鉄粉、粉鉱、穀物等の揚げ荷役作業の場合には、酸素欠乏が生じやすいので注意すること。
- (11) 危険性が生じる場所には、誘導者を配置すること。
この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- (12) 年次特定自主検査、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (13) リースで調達したときは、その機械の等の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を受け取ること。

5. 整理・整頓、その他

- (1) 甲板上の整理・整頓を行ない、安全通路の確保をすること。
- (2) 雑品、ダンネージ、ベニヤ等の散乱時の完全整理をすること。
- (3) 甲板上の道具類の置き場所を決め、整理すること。
- (4) 作業終了後、作業場所の清掃及び整理整頓をすること。

6. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

博多港安全作業基準

B. 【沿岸荷役作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

- A. 健康状態のチェック
 - (1) 体調不良になつてないか作業者自身の健康状態を確認すること。
- B. 服装
 - (1) 保護帽(安全帽)は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。
 - (2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。
- C. 作業規則
 - (1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。(KYボードの設置)
 - (2) 作業標準(作業手順・作業マニュアル)をきちんと定めること。
 - (3) 作業計画をきちんと作成すること。
 - (4) 当該作業を指揮する者として、沿岸荷役主任者を選任し腕章を着用させること。
関連する作業の作業指揮者等の確認を行なうこと。
- D. 作業環境チェック
 - (1) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平坦化、路面状態は良いか確認をすること。
 - (2) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。
 - (3) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。(必要に応じて、ヘッドライト、懐中電灯を使用すること。)

2. 墜落・転落災害の防止

- (1) はいの上に昇るときは、移動式梯子を使用して昇降すること。
- (2) 移動式梯子を使用する場合は、滑り止め措置を講ずること。
(必要な場合は補助者が支える)
- (3) はい作業主任者の必要なはい作業では、はい作業主任者に直接指揮を行なわせる。
- (4) 高さ2m以上の墜落危険な場所には、作業床を設けること。
作業床を設けることが困難なところにおいて「墜落制止用器具」を使用すること。
高さ6.75m以上のところではフルハーネス型墜落防止用器具を使用すること。

3. クレーン等の災害防止

- (1) クレーン等の運転業務には有資格者を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。
- (3) 作業開始前に所定の点検を行なうこと。(ワイヤー、安全装置、その他設備等)
- (4) 玉掛け用具は適正なものを使い、作業開始前点検、作業中の点検を確実に行なうこと。
また、担当者を定めること。
- (5) 合図者は、吊り荷下の退避(吊り荷に触れる、下に入るまたは近づく)を的確に指示すること。
- (6) クレーン旋回範囲内には立ち入らないこと。
また、クレーン等の旋回範囲内には立入禁止措置をすること。

4. フォークリフト等の災害防止

- (1) フォークリフト等の運転業務には有資格者（技能講習修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (3) 作業計画を策定し、作業指揮者を選任すること。
作業計画に盛り込まれて内容に対し、種類、能力、台数適正であること。
- (4) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (5) 危険性が生じる場所には、誘導者を配置すること。
この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- (6) 年次特定自主検査、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (7) アタッチメント、スリングなどのつり具やパレットなどは荷に適合した適切であること。
- (8) リースで調達したときは、その機械の等の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を受け取ること。
- (9) フォークリフト停車5原則を遵守すること。
 - ①サイドブレーキを掛ける
 - ②フォークリフトの爪を床まで下ろす
 - ③エンジンを止める
 - ④キーを抜く（抜いたキーの管理を徹底する）
 - ⑤歯止めをする（斜め掛け等はしない）

5. コンテナ作業等の災害防止

- (1) トレーラーの停止を確認すること。
- (2) 荷役台とコンテナを水平にすること。
- (3) 高さ等に関わらず、荷台や荷の上との昇降には、安全な昇降設備を設けること。
- (4) コンテナ「作業中」の表示とコンテナシャーシの歯止めを確実に設置すること。
- (5) バンニング・デバンニング時のコンテナの扉は動かないよう固定すること。
- (6) コンテナ扉の解放時は、扉の影で片側開放とすること。
- (7) コンテナ内作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。

6. ドライバーの災害防止

- (1) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (2) 荷役作業時には必ず保護帽を着用させ、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着することを徹底させること。
- (3) 降車時は逸走防止措置（エンジン停止・輪止め）を実施させること。
- (4) 定められた制限速度を遵守すること。
- (5) 積載荷重5トン以上の荷の積卸し作業、高さ1.5メートルを超える箇所で作業を行なうときは安全に昇降するための設備等（昇降台等）を設けること。

7. 整理・整頓、その他

- (1) 整理・整頓を行ない、安全通路ならびに退避場所の確保をすること。
- (2) 雑品、ダンネージ、ベニヤ等の散乱時の完全整理をすること。
- (3) 道具類の置き場所を決め、整理すること。
- (4) 作業終了後、作業場所の清掃及び整理整頓をすること。

8. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

博多港安全作業基準

C. 【R O - R O 船 船内荷役作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

- A. 健康状態のチェック
 - (1) 体調不良になっていないか作業者自身の健康状態を確認すること。
- B. 服装
 - (1) 保護帽（安全帽）は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。
 - (2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。
- C. 作業規則
 - (1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。（KYボードの設置）
 - (2) 安全旗・舷門表示を掲示すること。
 - (3) 作業標準（作業手順・作業マニュアル）をきちんと定めること。
 - (4) 作業計画をきちんと作成すること。
 - (5) 船内荷役作業主任者は腕章を着用して、作業計画書の内容を関係作業者に周知させて現場の指揮にあたること。
 - (6) ヤード内作業を指揮する者として、沿岸荷役主任者を選任して腕章を着用すること。
- D. 作業環境チェック
 - (1) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平たん化、路面状態は良いか確認すること。
 - (2) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。
 - (3) ランプウェイのセット作業中は、その作業範囲内に車両や人を立ち入らせないこと。
また、ランプウェイ先端の岸壁接触部は、先端構造に適合した鉄板、厚板等を敷くこと。
 - (4) ランプウェイの安全荷重を確認しておくこと。
 - (5) 作業開始前に、本船作業場所のベンチレーターが完全に作動しているか確認すること。
 - (6) 船倉内照明、採光が機械荷役を行なうに十分であるか確認すること。
 - (7) 本船内歩行者の安全通路を確保されているか確認すること。
 - (8) 船倉内各デッキに積み付けされた貨物は危険な状態になっていないか確認すること。
 - (9) 本船通気口やフロアハッチが開放されているときは立入禁止措置を行なうこと。
 - (10) 作業中は本船ベンチレーターの能力に注意し、必要に応じて排気ガス濃度、酸素濃度の検知を行ない安全を確認すること。
 - (11) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。（必要に応じて、ヘッドライト、懐中電灯を使用すること。）

2. 衝突・接触災害の防止

- (1) 作業者は定められた安全通路を歩行すること。
- (2) 関係者以外の者を本船荷役作業現場に立ち入らせないこと。
- (3) 交通事故防止と作業の円滑化を図るため、交通規制、優先順位を正しく守ること。
- (4) 制限速度を正しく守ること。
- (5) 誘導は各場所ごとに1名で行なうこと。
- (6) 誘導は一定の合図により、呼び笛や点灯式合図棒を使用して適切に行なうこと。
- (7) 誘導者の誘導位置は運転手から良く見え、かつ安全な場所で行なうこと。
- (8) 誘導者は無断で車両系荷役運搬機械の死角に入らないこと。
- (9) 運転手は誘導者の誘導どおりに動くこと。
- (10) 運搬経路は安全に必要な幅員が守られていること。
- (11) ランプウェイの運搬経路は、車両系荷役運搬機械等の大きさに応じて一方通行等の措置を行なうこと。

3. フォークリフトの災害防止

- (1) フォークリフト等の運転業務には有資格者（技能講習修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (3) 作業計画を策定し、作業計画に則った作業を行なうこと。
- (4) 複数で作業を行なう場合は作業指揮者を選任して、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (5) ランプウェイのはり下や天井までの高さをあらかじめ確認して走行すること。
- (6) 視界が悪いときや危険性が生じる場所には、誘導者を配置して走行すること。
この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- (7) 発進時には、左右前後方向の安全確認を指差呼称で行なうこと。
- (8) 許容荷重を超えて荷を積載しないこと。
- (9) 必要な強度を有するヘッドガードを備えたものを使用すること。
- (10) フォークの下又はフォークに支持されている荷の下に作業者を立ち入らせないこと。
- (11) フォーク又はフォークに支持された荷の上、運転席以外の部分に乗らないこと。
- (12) 車体が傾いた状態でリフトしてはならないこと。（荷物の安定状態を確認すること）
- (13) 運転者が運転席を離れるときは、フォークリフト停車5原則を遵守すること。
 - ①サイドブレーキを掛ける
 - ②フォークリフトの爪を床まで下ろす
 - ③エンジンを止める
 - ④キーを抜く（抜いたキーの管理を徹底する）
 - ⑤歯止めをする（斜め掛け等はしない）
- (14) 制限速度を正しく守ること。
- (15) 倉庫・上屋等の出入口においては一旦停止し、安全確認を行なった後徐行すること。
- (16) フォークのサヤを用いるときは、荷姿に応じたものを使用し、著しい損傷、変形または腐食のあるものは使用しないこと。
- (17) 前方の視界を妨げる積荷の運搬走行はできるだけバックでおこなうようにすること。
- (18) フォークリフトのフォークをパレットの穴に入れ根元まで差し込むこと。
- (19) 年次特定自主点検、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (20) リースで調達したときは、その機械の等の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を受け取ること。

4. ドライバーの災害防止

- (1) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (2) 荷役作業時には必ず保護帽を着用させ、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着することを徹底させること。
- (3) 降車時は逸走防止措置（エンジン停止・輪止め）を実施させること。
- (4) 定められた制限速度を遵守すること。
- (5) 積載荷重5トン以上の荷の積卸し作業、高さ1.5メートルを超える箇所で作業を行なうときは安全に昇降するための設備等（昇降台等）を設けること。

5. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

博多港安全作業基準

D. 【倉庫荷役作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

- A. 健康状態のチェック
 - (1) 体調不良になつていなか作業者自身の健康状態を確認すること。
- B. 服装
 - (1) 保護帽は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。
 - (2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。
- C. 作業規則
 - (1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。(KYボードの設置)
 - (2) 作業標準(作業手順・作業マニュアル)をきちんと定めること。
 - (3) 作業計画をきちんと作成すること。
 - (4) 当該作業を指揮する者として、作業指揮者を選任し腕章を着用させること。
関連する作業の作業指揮者等の確認を行なう。
 - (5) 高さが2m以上のはい付け又ははい崩しの作業は、はい作業主任者を選任すること。
- D. 作業環境チェック
 - (1) 作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトの作業方法が示されたもので構内におけるフォークリフトの見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 倉庫内作業に必要な照明の確保については、最低でも70ルクスを基本とする。
作業に必要な照度を確保できないときは、フォークリフトの前照灯の点灯ならびに照明器具の設置や、作業者は蛍光帯等を着用すること。
 - (3) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平坦化、路面状態は良いか確認をすること。
 - (4) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。
 - (5) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。(必要に応じて、ヘッドライト、懐中電灯を使用すること。)

2. 衝突・接触災害の防止

- (1) 構内を通行する時は、安全通路を歩行するとともに荷の陰などから飛び出さないこと。
- (2) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
- (3) 作業者はフォークリフト作業範囲内に立ち入らないこと。
- (4) フォークリフトや荷との接触の危険がある箇所は立入禁止区域の設定、標識の設置を行なうこと。

3. フォークリフトの災害防止

- (1) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (2) 作業計画を策定し、作業計画に則った作業を行なうこと。
- (3) 作業指揮者を選任して、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (4) 作業者が複数でフォークリフト作業を行なう場合は、作業指揮者を配置すること。
- (5) フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。
- (6) 視界が悪いときや危険性が生じる場所には、誘導者を配置して走行すること。
この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- (7) 発進時には、左右前後方向の安全確認を指差呼称で行なうこと。
- (8) 梁や天井までの高さをあらかじめ確認して走行すること。
- (9) 運転するときは、資格証を携帯すること。
- (10) 許容荷重を超えて荷を積載しないこと。

- (11) 必要な強度を有するヘッドガードを備えたものを使用すること。
- (12) フォークの下又はフォークに支持されている荷の下に作業者を立ち入らせないこと。
- (13) フォーク又はフォークに支持された荷の上、運転席以外の部分に乗らないこと。
- (14) 車体が傾いた状態でリフトしてはならないこと。(荷物の安定状態を確認すること)
- (15) 運転者が運転席を離れるときは、フォークリフト停車5原則を遵守すること。
 - ①サイドブレーキを掛ける
 - ②フォークリフトの爪を床まで下ろす
 - ③エンジンを止める
 - ④キーを抜く（抜いたキーの管理を徹底する）
 - ⑤歯止めをする（斜め掛け等はしない）
- (16) 建物内制限速度は10KM以下とすること。（構内制限速度は20KM以下）
- (17) 倉庫・上屋等の出入口においては一旦停止し、安全確認を行なった後徐行すること。
- (18) フォークのサヤを用いるときは、荷姿に応じたものを使用し、著しい損傷、変形または腐食のあるものは使用しないこと。
- (19) 前方の視界を妨げる積荷の運搬走行はできるだけバックでおこなうこと。
- (20) フォークリフトのフォークをパレットの穴に入れ根元まで差し込むこと。
- (21) 年次特定自主検査、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (22) リースで調達したときは、その機械の等の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を受け取ること。

4. ドライバーの災害防止

- (1) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (2) 荷役作業時には必ず保護帽を着用させ、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着することを徹底させること。
- (3) 降車時は逸走防止措置（エンジン停止・輪止め）を実施させること。
- (4) 構内の定められた制限速度を遵守すること。
- (5) 積載荷重5トン以上の荷の積卸し作業、高さ1.5メートルを超える箇所で作業を行なうときは安全に昇降するための設備等（昇降台等）を設けること。

5. 整理・整頓、その他

- (1) 消火器・消火栓の前に貨物等を蔵置しないこと。
- (2) フォークリフトの爪やサヤ置場を決めて、安全通路の確保をすること。
- (3) 雑品、ダンネージ、ベニヤ等の散乱時の完全整理をすること。
資材等を立て掛け蔵置するときは、きちんと固縛をすること。
- (4) 道具類の置き場所を決め、整理すること。
- (5) 作業終了後、作業場所の清掃及び整理整頓をすること。

6. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

博多港安全作業基準

E. 【関連作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

A. 健康状態のチェック

(1) 体調不良になつてないか作業者自身の健康状態を確認すること。

B. 服装

(1) 保護帽は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。

(2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。

C. 作業規則

(1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。(KYボードの設置)

(2) 作業標準(作業手順・作業マニュアル)をきちんと定めること。

(3) 作業計画をきちんと作成すること。

(4) 当該作業を指揮する者として、必ず作業責任者を選任すること。

D. 作業環境チェック

(1) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平たん化、路面状態は良いか確認をすること。

(2) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。

(3) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。(必要に応じて、ヘッドライト、懐中電灯を使用すること。)

2. 墜落・転落災害の防止

(1) コンテナ等上に昇るときは、移動式梯子を使用して昇降すること。

(2) 移動式梯子を使用する場合は、滑り止め措置を講ずること。
(必要な場合は補助者が支える)

(3) 高さ2m以上の墜落危険な場所には、作業床を設けること。

作業床を設けることが困難なところにおいて「墜落制止用器具」を使用すること。

高さ6.75m以上のところではフルハーネス型安全帯を使用すること。

3. 衝突・接触災害の防止

(1) 構内を通行する時は、安全通路を歩行するとともに荷の陰などから飛び出さないこと。

(2) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

(3) 作業者はフォークリフト作業範囲内に立ち入らないこと。

(4) フォークリフトや荷との接触の危険がある箇所は立入禁止区域の設定、標識の設置を行なうこと。

4. クレーン等の災害防止

(1) クレーン等運転するときは、資格証を携帯すること。

(2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。

(3) 作業開始前に所定の点検を行なうこと。(ワイヤー、安全装置、その他設備等)

(4) 玉掛け用具は適正なものを使用し、作業開始前点検、作業中の点検を確実に行なうこと。

(5) 合図者は、吊り荷下の退避(吊り荷に触れる、下に入るまたは近づく)を的確に指示すること。

(6) クレーン旋回範囲内には立ち入らないこと。

また、クレーン等の旋回範囲内には立入禁止措置をすること。

5. フォークリフト等の災害防止

- (1) 作業計画を策定し、作業指揮者を選任すること。
作業計画に盛り込まれて内容に対し、種類、能力、台数適正であること。
- (2) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (3) 危険性が生じる場所には、誘導者を配置すること。
この場合、誘導時の合図を統一的に定めておくこと。
- (4) 作業開始前点検を励行すること。
- (5) アタッチメント、スリングなどのつり具やパレットなどは荷に適合した適切であること。
- (6) フォークリフト停車5原則を遵守すること。
 - ①サイドブレーキを掛ける
 - ②フォークリフトの爪を床まで下ろす
 - ③エンジンを止める
 - ④キーを抜く（抜いたキーの管理を徹底する）
 - ⑤歯止めをする（斜め掛け等はしない）
- (7) 年次特定自主検査、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (8) リースで調達したときは、その機械の等の能力、特性その他使用上注意すべき事項を記載した書面を受け取ること。

6. コンテナ作業等の災害防止

- (1) トレーラーの停止を確認すること。
- (2) 荷役台とコンテナを水平にすること。
- (3) 高さ等に関わらず、荷台や荷の上との昇降には、安全な昇降設備を設けること。
- (4) コンテナ「作業中」の表示とコンテナシャーシの歯止めを確実に設置すること。
- (5) バンニング・デバンニング時のコンテナの扉は動かないように固定すること。
- (6) コンテナ扉の解放時は、扉の影で片側開放とすること。

7. ドライバーの災害防止

- (1) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (2) 荷役作業時には必ず保護帽を着用させ、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着することを徹底させること。
- (3) 降車時は逸走防止措置（エンジン停止・輪止め）を実施させること。
- (4) 構内の定められた制限速度を遵守すること。
- (5) 積載荷重5トン以上の荷の積卸し作業、高さ1.5メートルを超える箇所で作業を行なうときは安全な昇降設備（昇降台等）を設けること。

8. 整理・整頓、その他

- (1) 整理・整頓を行ない、安全通路ならびに退避場所の確保をすること。
- (2) 雑品、ダンネージ、ベニヤ等の散乱時の完全整理をすること。
- (3) 道具類の置き場所を決め、整理すること。
- (4) 作業終了後、作業場所の清掃及び整理整頓をすること。

9. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

博多港安全作業基準

F. 【コンテナ荷役作業編】

1. 荷役作業開始前の確認事項

A. 健康状態のチェック

- (1) 体調不良になつていなか作業者自身の健康状態を確認すること。

B. 服装

- (1) 保護帽は、飛来落下・墜落転落時兼用型を使用して、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着すること。
- (2) 作業服装は皮膚の露出を防ぐため長袖を着用して、上着の袖口は締め、脚絆、安全靴、蛍光帯、保護具を装着すること。

C. 作業規則

- (1) 危険予知活動と指差呼称ポイントの絞り込みを行なうこと。(KYボードの設置)
- (2) 安全旗・舷門表示を掲示すること。
- (3) 作業標準(作業手順・作業マニュアル)をきちんと定めること。
- (4) 作業計画をきちんと作成すること。
- (5) 当該作業を指揮する者として、船内荷役作業主任者を選任し、腕章を着用して、関係作業者に周知させて現場の指揮にあたること。
また、沿岸荷役主任者を選任して、腕章を着用すること。

D. 作業環境チェック

- (1) 作業場所の整理整頓と、作業床面は平坦化、路面状態は良いか確認をすること。
- (2) 作業範囲内に関係者以外の車両や人を立ち入らせない対策を行なうこと。
- (3) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の照明設備を設け、作業に必要な照度を確保すること。(必要に応じて、ヘッドライト、懐中電灯を使用すること。)

2. コンテナの積み付け、取り卸し災害の防止

- (1) ガントリークレーンを運転するときは、資格証を携帯すること。
- (2) ガントリークレーンは使用前に点検を行い、試運転を行わせて異常のないことを確認すること。
- (3) デッキ上の合図者は、資格証(船内荷役作業主任者技能講習修了証等)を携帯し、ガントリークレーン下の誘導者の合図、緊急時の連絡方法を決めておくこと。
- (4) 外部の者を荷役中の現場に立ち入らせないこと。
- (5) ガントリークレーンの付近では誘導者は、トレーラー、ストラドルキャリアーの誘導を確実に行なうこと。
- (6) コンテナの着床、巻き上げ、巻き下げの際には、必ず地切りを行なうこと。
- (7) コンテナを吊っているときは、コンテナの下に作業者等を絶対に立ち入らせないこと。
- (8) ハッチ蓋の開閉は手順に沿って慎重に行なうこと。
クレーン運転手から見えない箇所は、中継合図者を配置すること。
- (9) ラッシングは定められた方法で行うこと。
ラッシング作業はペア(2人一組)で行い、単独作業は避けること。
- (10) 甲板上のコンテナに昇る場合は、本船の昇降設備を利用すること。
- (11) ラッシング作業中は関係者以外の者は立ち入らせないこと。
- (12) 不要な物は早めに片付けて、安全な作業場所を確保すること。
- (13) 異常が発生した場合は、適切な措置を講じること。
- (14) 異常天候時は、関係責任者と十分対策を検討のうえ、適切な安全措置を講じること。

3. 墜落・転落災害の防止

- (1) 通行困難な通路には、通行禁止表示板及び立入禁止ロープを設置すること。
立入禁止ロープを設置する場合は、開口部から1m以上手前とすること。
- (2) 墜落の危険がある場所には、手すり等の墜落防止措置をすること。
- (3) 高さ2m以上の墜落危険な場所には、作業床を設けること。
作業床を設けることが困難なところにおいて「墜落制止用器具」を使用すること。
高さ6、7.5m以上のところではフルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。
- (4) コンテナの上に昇るときは、移動式梯子を使用して昇降すること。
移動式梯子を使用する場合は、滑り止め措置を講ずること。
(必要な場合は補助者が支える)
- (5) 本船昇降設備には転落防止ネットを設置すること。

4. ストラドルキャリヤーの災害防止

- (1) 作業指揮者は沿岸荷役主任者が行なうこと。
- (2) 運転業務には有資格者（ストラドルキャリアー運転業務安全教育修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (3) 作業開始前には点検を行なうこと。（運転席の窓、ミラーの点検・清掃を行なうこと）
- (4) 構造上定められた能力を超える荷重で使用しないこと。
- (5) 定められた制限速度を遵守すること。
- (6) 走行時は周囲の安全を確認し走行すること。
- (7) 急発進、急停止、急旋回等の操作は行わないこと。
- (8) コンテナを運搬するときは、原則として荷を低く下げた状態（1m以内）で走行し、旋回する時は徐行（10km以下）して進行方向の安全を確認すること。
- (9) コンテナクレーンの真下でラッシング用具の脱着作業が行われている場合には、誘導者の合図により発進、停止等を行なうこと。
- (10) 荷役作業、検査作業等がキャリヤーの稼働区域内で行われる場合で、作業の安全に必要な場合は、誘導者の合図により稼働を行わせること。
- (11) 運転位置から離れる場合は、エンジンを停止させ、駐車用ブレーキを確実にかけるとともに始動用キーを抜くこと。

5. トランステナーの災害防止

- (1) 運転業務には有資格者（技能講習修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (3) 走行時は周囲の安全を確認し走行すること。
また、急激な加減速をおこなってはならない。
- (4) 走行の場合は、原則として荷重をえたままの走行は行わないこと。
- (5) 走行しながらの横行操作は行わないこと。
- (6) 荷の下からの退避を確実に確認したうえで作業を行なうこと。
- (7) コンテナの巻き上げ、巻き下げの際には、必ず地切りを行なうこと。
また、シャーシ上で一旦停止、確実な地切りを行なうこと。

6. リーチスタッカーの災害防止

- (1) 運転業務には有資格者（技能講習修了）を就かせ、資格証を携帯すること。
- (2) 作業開始前には点検を行なうこと。
- (3) 構造上定められた能力を超える荷重で使用しないこと。
- (4) 定められた制限速度を遵守すること。
- (5) 急発進、急停止、急旋回等の操作は行わないこと。
- (6) 運転者が運転席を離れるときは、停止5原則を遵守すること。
 - ①フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと、
 - ②原動機を止め、
 - ③停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の逸走を防止する措置を講ずること。
 - ④キーを抜く、(抜いたキーの管理を徹底する)
 - ⑤車止めをかける等逸走防止措置を確実に行なう（斜め掛け等はしない）
- (7) コンテナを運搬するときは、原則として（10km以下）で走行して進行方向の安全を確認すること。
- (8) 立入禁止措置を行ない、走行路と作業員の歩行通路の交差点その他運転の安全に必要と認められる箇所には、一旦停止、徐行、警笛吹鳴、制限速度等掲示を行なうこと
- (9) 見通しの悪い場所または安全な運転上必要と認められる箇所には誘導員を配置すること。

7. トラクタードライバーの災害防止

- (1) 作業開始前にはヘッド・シャーシの点検を行なうこと。
- (2) 荷役作業時には必ず保護帽を着用させ、アゴひもは緩みがないようにしっかりと締めて、正しく装着することを徹底させること。
- (3) 降車時は逸走防止措置（エンジン停止・輪止め）を実施させること。
- (4) 構内の定められた制限速度を遵守すること。

8. 整理・整頓、その他

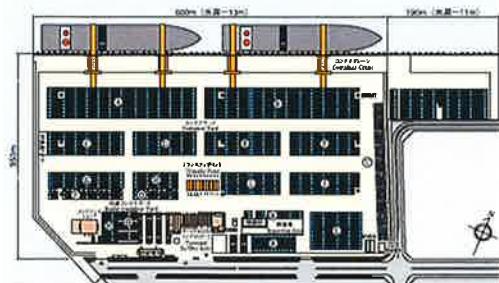
- (1) 甲板上の整理・整頓を行ない、安全通路の確保をする。
- (2) ラッシング金具・スタッカー等の整理・整頓をすること。
- (3) 甲板上の道具類の置き場所を決め、整理すること。
- (4) 作業終了後、作業場所の清掃及び整理整頓をすること。

9. 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行なうこと。

G. 香椎パークポート コンテナターミナル 構内ルール

(ガントリークレーン・ストラドルキャリヤーによる荷役)



香椎パークポート コンテナヤードレイアウト図



コンテナヤード内のラインの意味

(1) 黄色ライン – ガントリークレーンの走行レーン
「**黄色のラインの内側に人は立ち入らない。**」

(2) 赤色ライン – 車両通行用ラインでキャリアは進入禁止

(3) 白色ライン – キャリアの走行レーン
「**キャリアの走行ラインには絶対に立ち入らない。**」



ロープ付き救命浮き輪は
ガントリークレーンに設置

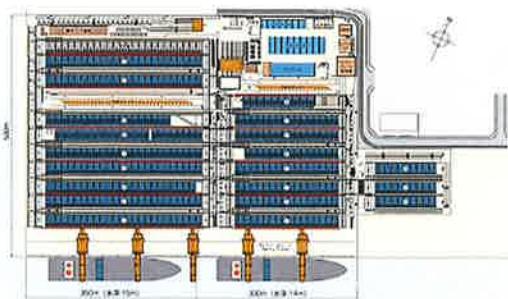


※ストラドルキャリヤーの死角に注意する！

《 遵守事項 》

- 構内入構時には、必ずPASカード(入構証)の携帯、安全靴、安全帽、その他定められた保護具を正確に着用する。
- 歩行者は、定められた区域を通行すること。
それ以外の場所では、センター・ヤード関係者と密に連絡を取り構内ルール遵守でガントリークレーンやストラドルキャリヤー等の荷役機械の動向に充分注意しつつ通行する。
- ヤード内を通行する際は要所での指差呼称確認を励行する

G. アイランドシティ コンテナターミナル 構内ルール (ガントリークレーン・トラクターシャーシ・トランステナーによる荷役)



アイランドシティ コンテナヤードレイアウト図



コンテナヤード内のラインの意味

- (1) 黄色ライン - ガントリークレーンの走行レーン
「**黄色のラインの内側に人は立ち入らない。**」
- (2) 赤色ライン - 車両通行用ラインでトラクター走行禁止
「人は立ち入り禁止」となっていますが本船荷役中は作業員の退避ライン区分となっています。



ロープ付き救命浮き輪は
ガントリークレーンに設置



※トラクターシャーシの動きに注意する！

《遵守事項》

- A. 構内入構時には、必ずPASカード(入構証)の携帯、安全靴、安全帽、その他定められた保護具を正確に着用する。
- B. 歩行者は、定められた区域を通行すること。
それ以外の場所では、センター・ヤード関係者と密に連絡を取り構内ルール遵守でガントリークレーンやトラクターシャーシ等の荷役機械の動向に充分注意しつつ通行する。
- C. 制限区域内車両進入の際は、センターに必ず連絡をすること。
センターよりパトロールカー等の先導車が必要と判断されれば、先導車に従い通行する。
- D. ヤード内を通行する際は要所での指差呼称確認を励行する